

1. いじめに対する基本認識

いじめは、それを受けた児童生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、場合によっては、生命または身体に重大な危険を生じさせる危険性がある。したがって本校では、すべての児童生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、“いじめを行わない・見過ごさない・受けない”学校であるために関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2. いじめ防止対策の基本となる事項

(1) 学校におけるいじめの防止に係る基本的な構え

- ① 学校教育目標の一つである「仁～やさしく」に照らして、仲間を思いやり弱い者いじめや卑怯な振る舞いをしない、見過ごさない児童生徒の育成に組織的に取り組む。
- ② 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育の充実を図る。
- ③ 保護者並びに地域その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に努める。
(例) あたたかい言葉がけ運動、青少年育成会議参加、地域行事への参加
- ④ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発として、入学式、始業式、PTA 総会での啓発、人権週間、ひびきあい集会、情報モラル研修会などを実施し、「認識力」「行動力」「自己啓発力」を養う。
- ⑤ 所属感や存在感を得られる為の学級経営の工夫を図り、自己有用感を持たせ、自己肯定感を高める。
- ⑥ 物事を正しく判断し、行動できる能力を養うための教科教育の充実を図る。

(2) いじめの早期発見の具体的取組

- ① いじめを早期に発見するため、在籍する児童生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。
 - ア 児童生徒対象のアンケート調査 6月、10月、12月、2月の年4回
 - イ 学級担任との定期教育相談 児童生徒との教育相談(年2回)
保護者との個別懇談(年2回)
- ② 児童生徒及び保護者がいじめに関する相談を行うことができるよう、次の相談体制の整備をする。
 - ア スクールカウンセラーの活用
 - イ 相談員等による相談体制の充実

(3) いじめ防止等の対策のための組織

いじめ防止やいじめ問題に対応するため、いじめ未然防止・対策委員会を設置する。構成員は校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、教育相談コーディネーターとし、いじめ問題の対応においては、情報集約担当と関係学年職員、および必要に応じてスクールカウンセラー、教育相談員を加える。さらに、定例の職員会議や職員打ち合わせにおいても児童生徒の情報交換を行い、共通理解を図る。

また、以下の会議において、地域との連携を図る。

- ① 民生児童委員との情報交換会
- ② 学校運営協議会

(4) いじめ防止等のための年間計画

- | | |
|-----|--|
| 4月 | ・学級開きで担任の願い(「命」や「仲間」を大切にすること)
・希望懇談 |
| 6月 | ・第1回心のアンケート(いじめ調査)
・担任による個別の教育相談
・ミニひびきあい集会(小) |
| 7月 | ・個別懇談(小)、三者懇談(中)
・情報モラル研修会 |
| 8月 | ・いじめの防止等のための対策の研修 |
| 10月 | ・第2回心のアンケート |
| 11月 | ・ひびきあい集会 |
| 12月 | ・第3回心のアンケート
・三者懇談(中)
・個別懇談(小) |
| 2月 | ・第4回心のアンケート |

(5) いじめの防止等のための取組に係る学校評価の評価項目

年間1回、以下の項目でいじめ防止の取組の達成状況の評価し、改善を図る。

児童・生徒、教職員の項目内容

「仲間から嫌なことをされること無く、安心して生活できていた。」

「生徒にとって悩み事や困ったことを相談しやすい学校であった。」

保護者の項目内容

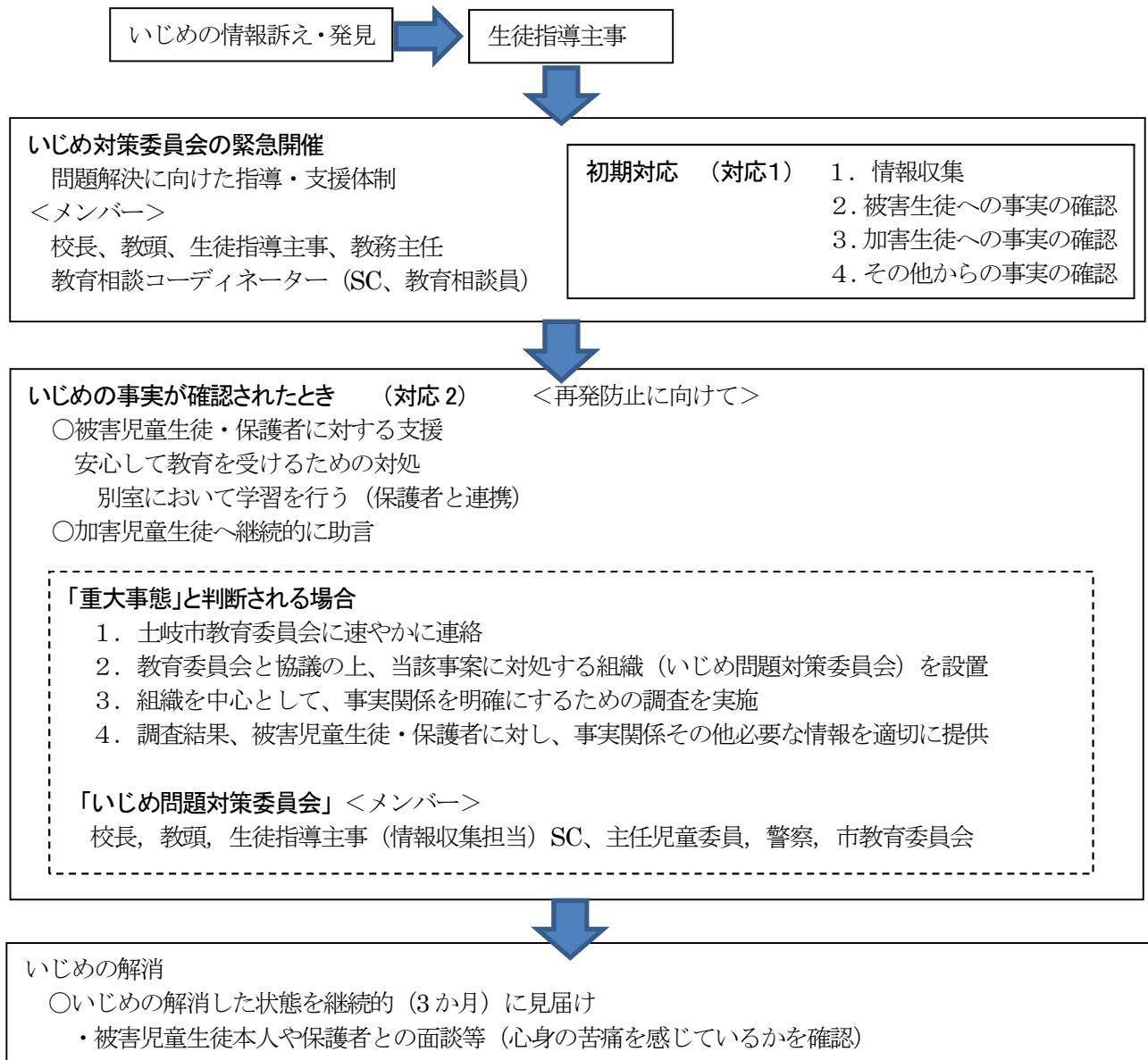
「学校は、児童生徒に対し、いじめや差別・偏見に対する指導をしている。」

「学校は、児童生徒が安心して過ごせる学校・学級づくりに取り組んでいる。」

「毎日学校へは楽しそうに通うことができていた。」

「学校は、児童生徒の相談に丁寧に対応している。」

(6) いじめ事案への対応フロー図



3. アンケート調査の実施から保管までの流れ

児童生徒 → 学級担任 → 生徒指導主事 ↔ 管理職

アンケート用紙原本、及び集計結果

・職員室後方戸棚の「生徒指導主事1」のボックスに保管

・昨年度以前の資料は、濃南小学校倉庫3の金庫に保管

一次資料（アンケート用紙原本等）は、卒業まで保管。

二次資料と調査報告書（アンケート集計結果）は、5年保管。

4. 学校基本方針の児童生徒、保護者及び関係諸機関への周知説明

学校基本方針をホームページに掲載するとともに、PTA総会、全校集会等で、基本方針について説明する場を設ける。